

令和 2 年度 第 8 回臨時総会 議事録

開催日時	令和 2 年 10 月 7 日（水） 午後 2 時 04 分～午後 3 時 18 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	大崎恭寿 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 久保田彦昭 森田浩明 大野 哲 竹内佳代 中島正根 山本和正 上田 博 久保壽美男 川澤一博 中村富貴 矢野 強 以上 18 名
欠席委員	前田眞作 以上 1 名
事務局	岩崎事務局長 近森次長 堀内係長 長澤主任 藤田主任 廣末主査補 以上 6 名
議 題	議案第 1 号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について 議案第 2 号 高知市農業委員会非農地判断事務取扱要領（案）について 議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

開 会	大野会長が議長となり，開会を宣す。(午後 2 時 04 分)
議事録署名委員	議長が，加藤委員，山本委員を指名する。
議 事 議 長	それでは，お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。 「議案第 1 号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について」です。議案の説明の前に，作成の経過について，農業振興施策検討委員会の池澤委員長より説明願います。
池澤委員	それでは，農業振興施策検討委員会の委員長であります私の方から，意見書案の作成の経過についてご説明いたします。 高知市農業施策等に関する意見書の草案は，会長の指名により農業振興施策検討委員会が設置されました 8 月 13 日以降，計 4 回の施策検討委員会を開催して取りまとめております。また，運営委員会等で計 2 回の協議を行い，委員長と副委員長もこの会に出席させていただいております。 施策検討委員会では，各項目別に検討委員会を班分けして，それぞれで協議を重ねてもらい，そのうえで施策検討委員会として取りまとめを行いました。 このたび提出しております議案は，各要望項目の取扱を重点要望と要望に分け，メリハリを付けることで体系的に整理した構成とし，事前に施策検討委員会の委員長，副委員長で内容を確認しております。本日の総会で最終的な決定となりますので，ご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 要望事項の審議については，事務局から 5 項目程度ずつまとめて，概要説明をしてもらい，その後，ご審議をいただくようにします。 それでは，大項目の 1，「農地等の利用の最適化の推進に関する要望」のうち，「担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望」について，事務局より説明願います。
堀内係長	お手元にお配りしている議案書は，9 月 30 日の施策検討委員会で委員の皆さんから出た意見を踏まえて，10 月 2 日の運営委員会で協議し，提出する意見書をイメー

堀内係長	ジして取りまとめました。3ページをご覧くださいますと分かりますとおり、下線を引いてある箇所が変更部分となっております。事務局から順次説明していきませんが、今回は最終の審議の場となりますので、ご意見をよろしく願いいたします。 まず、議案書3ページをご覧ください。 「担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望」のうち、重点要望の一項目は、「人・農地プランの実質化への取組と農地中間管理事業の活用推進」となっており、「人・農地プランの実質化」がされないと、農業次世代人材投資事業などの補助事業の活用が困難となることを踏まえて、実質化に向けた作業を優先順位の高い地域の選択と作業体制の集中によって着実に取り組むよう強調しました。 重点要望の二項目、「農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援」では、文言の加筆修正による整理と、運営委員会で、「行政から農業者への意欲喚起の働きかけが必要である」との意見が出ましたので、その点を盛り込んでおります。 要望の「多面的機能支払交付金制度を活用する組織への支援拡充」については、「農業者にとって事務手続きが負担になる」との意見が出ましたので、専門担当職員の配置、広域活動組織化の推進を加えました。大項目の1については以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 次に、「耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望」について、事務局より説明願います。
堀内係長	議案書4ページをご覧ください。

堀内係長	「耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望」のうち、重点要望となっております、 「有害鳥獣対策のための予算確保と捕獲体制への支援」につきましては、①には、今後も担当職員と狩猟者の活動意欲を支えるために、捕獲報償金制度の拡充を加え、②は文言の加筆修正による整理を行いました。 要望の「中山間地域等直接支払制度に取り組む持続的な生産活動に対する支援」につきましては、多面的機能支払交付金制度と同様、「事務手続きの煩雑さや高齢化等が原因となって活動組織の継続が困難になりつつある」という意見を盛り込み、直接支払対象農地の維持を目指した支援制度の拡充と活動を支える体制強化を要望する形といたしました。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。
	次に、「新規参入の促進に関する要望」について、事務局より説明願います。
堀内係長	議案書５ページをご覧ください。
	「新規参入の促進に関する要望」のうち、重点要望の一項目、「新規就農者等に提供する中古ハウスの確保を図る仕組みと支援制度の創設」につきまして、①は、当初、中古ハウス確保のために高知市として可能な支援制度の検討を要望しておりましたが、施策検討委員会で、現在ＪＡが中心となって行っている、「新規就農者と中古ハウス所有者とのマッチング活動について、関係機関を横断した任意の組織等を作るなど、取組強化の必要がある」との意見が出ましたので、全面的に見直しを行い、「施設園芸農業を目指す新規就農者にとって、農業用ハウス付きの農地が借りられるか否

堀内係長	かによって就農条件が大きく異なり、新規就農者を受け入れる側にとっても同様である。両者のミスマッチによって就農意欲を削ぐことがないよう、JAの活動を中心に中古ハウス所有者とのマッチング等に取り組んでいるが、所有者が貸しやすい仕組みづくりや支援制度の整備が求められるところであり、引き続き、関係機関・団体の話し合いに参加するとともに、行政として支援できる取組を検討すること。」としました。 ②については、運営委員会で出た地域の空き家の利活用を盛り込んでおります。 重点要望の二項目、「後継者確保のための親元就農支援の拡充」につきましては、施策検討委員会や運営委員会で、「地域コミュニティの維持も重要」、「支援策について具体的に上げてみては」との意見が出たので、後半を「また、親とともに地域活動に携わることで、地域コミュニティが次の世代に引き継がれていくため、経営を継承し、規模拡大を図るために必要な農業用施設や機械の購入・更新に対する補助制度など、非農家出身の新規就農者支援と並ぶ後継者確保対策として、意欲ある親元就農者への支援策を拡充すること。」と修正しました。 要望の「地域の担い手となる新規就農者等への支援の拡充」につきましては、若干文言を加えて整理したのみとなっております。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 次に、大項目の2,「高知市の農業発展に関する要望」のうち、「重点要望について」、事務局より説明願います。

堀内係長	議案書 6 ページをご覧ください。 「高知市の農業発展に関する要望」の重点要望につきましては、一項目の「市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充」において、面積要件緩和を含めた防災協力農地制度の導入を盛り込みました。 なお、運営委員会では「制度の周知がまだ足りないのではないか」との意見が出ましたので、その部分は、運営委員による意見書提出当日の説明の中に盛り込んでいきたいと考えております。 二項目の「認定農業者の育成と営農指導体制の強化」につきましては、少し文言を加えたのみ、三項目の「スマート農業の推進による省力化・生産性の向上」につきましては、修正箇所はありません。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 次に、要望の前半 4 項目について、事務局より説明願います。
堀内係長	議案書 7 ページをご覧ください。 「高知市の農業発展に関する要望」のうち、要望とする項目の前半 4 項目について説明いたします。 一つ目の「都市農業における農業用水の水質保全と安定供給」については、修正箇所はありません。 二つ目の「全量高知市産米使用を柱とした高知市産学校給食用食材の使用拡大と食育の推進」については、施策検討委員会で、「子どもの頃から高知市産の食材に馴染

堀内係長	むことで、大人になったときの高知市産の農産物の購入につながる」との意見がありましたので、要望を「米や野菜、果物などの地元食材の更なる利用を通じて、子どもの食育と農業を結び付けた教育の推進に取り組むこと。」と加え、併せてタイトルを「全量高知市産米使用を柱とした高知市産学校給食食材の使用拡大と食育の推進」に変更しました。 三つ目の「正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施」は、中ほど「所有者等の高齢化に伴い農地等の境界が分かる地元精通者が少なくなっていることから、緊急性を踏まえて、改めて地籍調査事業方針の見直しについて検討するとともに」の部分を加えております。 四つ目の「農業用タンクの南海トラフ地震対策への支援拡充」につきましては、修正箇所はありません。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 次に、要望の後半3項目について、事務局より説明願います。
堀内係長	引き続き議案書7ページをご覧ください。 後半3項目について説明いたします。 「春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進」につきましては、修正箇所はありません。 「農業振興地域整備計画の変更手続きの改善と全体見直しの実施」につきましては、議案書8ページの②について、現況との乖離と所管する農林水産部の取組体制整備を加えております。

堀内係長	最後の「農業委員会活動に対する予算措置」につきましては、修正ありません。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 次に、大項目の3、「国・県への要望」のうち、前半4項目について、事務局より説明願います。
堀内係長	議案書9ページをご覧ください。 「国・県への要望」の前半4項目のうち、一つ目「食料自給率向上のための農業従事者の確保」、二つ目「農業次世代人材投資事業の制度見直し」、三つ目「農業者年金における保険料補助の拡大」につきましては修正箇所はありません。 四つ目「ドローン防除用の適用薬剤の拡大」につきましては、運営委員会で、「ユズ栽培で活用することと、ヘリコプターではなくドローンによる防除であることに特化して要望したほうがよいのではないか」との意見がありましたので、その旨を盛り込んでおります。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。

議 長	ませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 次に、大項目の３、「国・県への要望」のうち、後半３項目について、事務局より説明願います。
堀内係長	引き続き議案書９ページをご覧ください。 「国・県への要望」後半３項目につきまして、一つ目「広域的な稲作におけるジャンボタニシの防除対策」、二つ目「放置竹林による浸食被害防止のための取組」、議案書１０ページに入りまして、三つ目「春野地域における新川川流域の治水対策」については、修正箇所はありません。 なお、運営委員会で、会長から「女性農業者の視点も要望に反映してはどうか」と話が出ましたので、本日の臨時総会の前に、廣井委員、竹内委員、中村委員と会長で協議を行いました。その中で、「家族経営協定締結の推進」、「女性の認定農業者の増加」、「給食で使用する味噌等の加工品製造に対する支援」等の意見が出ました。直前であったため本日の議案書には反映されておりませんが、１０月１２日の運営委員会で取扱を協議していただきたいと思います。以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、先ほど説明がございましたように、「女性農業者の

議 長	意見も反映させてはどうか」ということで、10月12日の運営委員会で協議をすることに皆さんの同意をいただいております。よろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ありがとうございます。 次に、「令和2年度意見の提出に向けてのスケジュール（予定）について」、事務局より報告願います。
藤田主任	— 令和2年度意見の提出に向けてのスケジュール（予定）について 報告 —
議 長	以上で、「議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について」の審議と報告が終わりました。 先ほどご審議いただきました意見書については、事務局からも連絡がありましたように、10月12日開催予定の運営委員会で最終確認を行います。その際に文書の言い回しなどの軽微な変更をする場合があるかも知れませんので、ご了承をお願いします。 そして、10月19日に行います意見書提出の当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ大人数での会合とならないようにするため、農地利用最適化推進委員はお呼びせず、農業委員19名のみの出席で開催することといたしますので、ご了承ください。 ここまでで、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、次に移ります。 「議案第2号 高知市農業委員会非農地判断の事務取扱要領（案）について」、事務局より説明願います。
岩崎事務局長	それでは、「議案第2号 高知市農業委員会非農地判断事務取扱要領（案）につい

岩崎事務局長

て」ご説明いたします。

非農地判断の実施につきましては、これまで本市農業委員会の懸案事項として検討してきました案件であり、人・農地プランの実質化に向けた取組に対しての農地情報の提供など、正確な農地台帳の整備という観点からも必要不可欠な取組の一つであります。

要領案のご説明の前に、「非農地判断『農地に該当しない土地の農地台帳からの除外』に関する概要」と書かれたお手元の資料をご覧くださいませでしょうか。

項目1の「耕作放棄地の解消と非農地判断に関する経緯」では、非農地判断は、平成19年に耕作放棄地をゼロにするなどの骨太方針の閣議決定を経て、農林水産省で取りまとめられました「農地に関する改革案と工程表」の中で、農用地区域を基礎とした農地の有効利用と荒廃農地の再生利用を図るための基礎調査として、荒廃農地調査の前身であります「耕作放棄地全体調査」が行われることになったことから始まっております。

この調査では、市町村からの要請によりまして、農業委員会が農地であるか否かの判断を行うことも併せて行われ、この表の黒丸の①から③の手順を踏んで行うことになっておりました。同調査はその後、平成21年12月の農地法の改正によって義務付けられました、農地の利用状況調査と一体的に行うこととなりますが、非農地判断の基準や手順については当初と大きな差異がないまま、今では国からの運用通知『農地法の運用について』の制定について」にも規定され、農業委員会が非農地判断をすることで、農地法第52条の2第3項に規定されます農地台帳の正確な記録の確保にもつながるものであります。

項目3の「他市町村の取組事例」をご覧ください。

非農地判断は、対象地が農用地区域である場合などにおいて、農振法に基づいて区域指定された農地と農地法で定義付けする農地との整合性の矛盾や、取扱上における不明瞭な事項もあって、非農地判断に踏み込めない事情がある中、平成30年3月12日付けでこれらの疑義に答える国からの通知があり、これを機に、本市農業委員会では平成30年度に島根県雲南市農業委員会へ、その翌年度には広島県世羅町農業委員会への視察研修を行い、この非農地判断の取組についても情報収集に努めてきたところであります。

雲南市農業委員会及び世羅町農業委員会における非農地判断の取組は、下の図に示

岩崎事務局長

す流れとなっております。雲南市農業委員会では、農地の利用状況調査や荒廃農地調査の結果を踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が非農地判断を行う対象地を決めた土地を事務局が精査した上で、農業委員等が対象地の所有者に対して事前通知書を直接渡して説明を行い、所有者から承諾書を得た土地について、現地調査及び総会での審議を通じて非農地判断を行う流れとなっております。

また、世羅町農業委員会では、農地の利用状況調査と一体的に行う荒廃農地調査で、農地に再生利用することが困難な「B分類」の土地を非農地判断の対象地として整理し、対象地の現地調査を行った上で、会長専決によって非農地判断を行う流れとなっております。なお、世羅町の場合は、非農地通知書送付後に所有者からの異議の申出があったときは、事務局、続いて農地利用最適化推進委員3人によって現地確認を行い、総会の審議を行って、その土地が農地であるか否かの判断を再度行うこととしており、視察した両委員会とも、所有者とのトラブルの発生を抑制する手続がとられておりました。

これらの取組を参考にし、本市農業委員会としてどのような手順を持って非農地判断を行うのか、その流れを案として示したのが項目2の「非農地判断の取扱に関する流れ」でございます。

利用状況調査及び荒廃農地調査の結果を踏まえ、遊休農地と判定した農地を種別に整理し、さらにその土地が農用地区域にあるかどうかなどの対象地の調査を行った上で、農地としての再生利用が難しいB分類の農地を除く遊休農地を農地中間管理機構に照会します。同機構から農地中間管理権を取得しないと回答のあった土地の中から非農地判断の基準等を満たす土地に、B分類と判断した土地を加えて非農地判断の対象地として取り扱うこととします。そして、対象地の所有者へ非農地判断を行う旨の事前通知を行った後、農業委員及び農地利用最適化推進委員によって現地調査を行い、それらの調査の結果をもとに、事前審査会を経て農地総会に諮り、対象地が農地であるか否かの審議を行うこととしております。この審議で非農地と決定したときは、対象地の所有者に対して非農地通知書を交付するとともに、法務局等の関係機関への通知及び農地台帳からの消去を行うこととしております。

それでは、お手元の議案「高知市農業委員会非農地判断事務取扱要領(案)」をご覧ください。

まず第1条には、農地台帳の正確な記録を確保するために、国から農地法の運用に

ついて通知のありました、『農地法の運用について』の制定について」の第4の(1)の規定に基づいて、農地であるか否かの非農地判断を行うときの手続について必要な事項を定めるとして、この要領を制定する目的を定めております。

続いて第2条では、非農地判断を行うに当たっての基準等を規定し、同条第1項では農地に該当しない土地の状況を各号に定め、これに該当しないときは農地に該当するとしております。

併せて、同条第2項では、非農地と判断したときの土地が農用地区域に該当する場合の取扱について規定し、これは農業振興地域制度に関するガイドラインの規定に沿うもので、周辺の農業生産に影響しない各号の規定に該当する土地については農用地区域に残置したままで、前項規定の基準に該当する場合は非農地として判断するとしております。

なお、非農地の判断を行うにあたっては、第3条第1項に規定する違反転用の土地、及び同条第2項の規定で非農地としたときの周辺の農業生産への悪影響や農地の利用の集積において支障を及ぼすおそれがあると認められる土地については、非農地判断を行わないと制限を設けました。

この第2条及び第3条の規定の基準等及び制限をもとにして、第4条以降では手続について定めております。

先に概要にてご説明しましたように、非農地判断は、荒廃農地調査で農地として再生が困難な「B分類」に分類された土地、及び利用状況調査で「1号遊休農地」に分類され、かつ、農地中間管理機構を担う県農業公社から農地中間管理権の取得ができないとして回答のあった農地のうち、非農地判断の基準等を満たす土地について行うとしております。

非農地判断を行う対象地は、農地に該当するか否かを確認するための現地調査を行う前に、第5条の規定で、事務局によってその土地が農用地区域に該当するか否かの有無などを確認する事前調査を行うこととしております。

そのうえで、第6条で対象地の状況を精査し、推定相続人を含む土地所有者等に対して非農地判断を行う旨の事前通知を行います。

事前通知を行った後は第7条に規定している現地調査を行うことになりますが、同調査では同条第4項に規定しておりますように、現在行っております非農地証明での現地調査と同様、農業委員及びその区域を担当する農地利用最適化推進委員の2人以

岩崎事務局長	上で、これに事務局職員が同行して現地調査を行うこととしております。調査では、対象地の状況や対象地周辺の状況、営農に係る施設の整備状況などを確認し、これらの状況を写真撮影します。なお、調査を行う委員と土地所有者等とで個人的な利害関係にある場合には、調査から外れることにしております。 続いて、第8条の規定では、対象地が土地改良区の地区内にあるときは、非農地判断を行うまでに土地改良区の意見を聴くこととし、その上で、第9条に規定の非農地判断の決定を行います。非農地判断の決定は、国からの運用通知では、現時点においては総会での議決による判断までは求めておらず、また、専決処理ができる規定もありませんので、ここは公平な決定を行うために総会での議決によりたいと考えます。 続いて第10条として、この総会による議決によって農地でないと判断されたときは、土地所有者等に非農地通知書を交付し、そうでないときは農地に該当する旨を通知することを定めております。また、農地に該当しないと判断した土地については、国からの運用通知により、同条第2項に規定しておりますように、法務局等の関係機関に対してその旨を通知するとともに、第11条に規定しております農地台帳からの消去を行うこととしております。 この非農地判断につきましては、農地台帳と現況との乖離を改善し、正確な農地台帳を目指すことにあります。しかしながら非農地判断には、非農地とすることで周辺農地での営農や農地の集積に影響するおそれもあり、現地を十分に確認しての慎重な判断が求められます。このことについては運営委員会でも協議を行い、取り掛かりとしては、連担性の影響が比較的少なく、しかも耕作放棄地化が進み現況と乖離した状況も見られ、なおかつ地籍調査が完了しております土佐山、鏡地区から始めるとして確認しましたことを、最後にお伝えいたします。 以上で議案第2号に関してのご説明を終わりますが、この事務処理要領（案）を可決いただいた場合には、本日を施行日として取り扱いたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
中島（正）委員	まず、目的は農地台帳の整備ということでしょうか。

岩崎事務局長	農地でない場合については、非農地判断をして農地台帳から除外するということがありますので、それを目的としております。
中島（正）委員	農地台帳と固定資産の名寄せ（課税台帳）は同様の地目を扱うことになっておりますか。
岩崎事務局長	市の資産税課の方も同じように現況主義で運用しているところですが、資産税課は資産税課で現況を確認して処理をする形になると思います。農業委員会で判定をしたものが資産税課の方でも同様に地目を扱うということは確約できる話ではありませんので、そこは資産税課の審査を基にして現況地目を決めることになると思います。
中島（正）委員	私たちも末端で活動しておりますが、所有者が名寄せでも農地台帳でも分かりません。土地改良区の賦課金も申請になっておりますので、現状一貫性がありません。同じ行政ですので、できるかできないかは別にして、固定資産の課税台帳を基に進めていかないと混乱を招くような感じを受けました。非農地判断は、土佐山地区、鏡地区から始めるということですが、他の場所は申出があったらやるとか、耕作放棄地になったら農地台帳から外すということでしょうか。
岩崎事務局長	数年前から土佐山地区、鏡地区については、合併以降に全ての農地の利用状況調査、荒廃農地調査ができておりませんでしたので、数年前からそれを始めまして、現況を見ると山際の所は特に荒廃農地化し、現況との乖離が顕著に見られるということが一点です。 二点目は、平地と比べて連担をしていない農地が多く見られますので、周辺農地との影響も少なく、判断もある程度しやすい環境にあるということから、まず、そこからスタートして、順に公平な基準で精度を高めながら平地に移っていきたいと考えております。ただ、平地に移るまでには相当な年数がかかるのではないかと考えております。 先ほどご質問があった資産税課との関係ですが、要領にも規定しておりますように、仮に農業委員会が非農地と判断をした場合は、その結果を資産税課にも報告をすることとしており、報告を受けた資産税課が現地を確認するという取扱になります。

中島（正）委員	非農地証明を出したら農地ではなくなるので、農業していない方は特に、「どうでも構わない」という感覚になるかと思います。用排水の管理などが関連してきますので、地域コミュニティのことも通知があればいいと思います。私の所（介良地区）もそうですが、「非農地だから土地改良区の決済金もどうでもいい」、「決済金は払ったから、後は地域の水路の泥上げなども関係ない」ということになりかねませんので、通知の中に地域コミュニティのことについて指導する項目があれば私は嬉しいです。私の意見です。
加藤委員	中島（正）委員が言われたことに関連しますが、現実には農地パトロールで回っていると、ある土地を非農地にした場合に隣の耕作地が迷惑を被ることについて、その辺りの線引きについてが一点です。 二点目は山間地においては不在地主について、中島（正）委員が言われたように、「非農地になったら何でもあり」というお墨付き、その辺をどのようにバランスをとるのか、現実には耕作を続けている者にとっては非常に悩ましい現実を見ましたので、より周辺農地に影響が出る傾向になるのではないかと危惧しております。
岩崎事務局長	これまでに視察した島根県雲南市、広島県世羅町の取組を見た場合、所有者不明農地や相続がされていないような不明確な土地が出てきますので、その場合には（非農地判断の）対象地から外すことは、やむを得ないものと考えております。
議長	A分類、B分類の趣旨については、A分類は、今の段階で農地に戻すことができるもの、B分類は、農地に戻すことができないものですが、B分類を出す場合は周辺の農地に対しても配慮しないといけません。これは間違いないことですので、そのような点について、判定をする場合は地域の方が関与するわけですので、農業委員会として、今後しっかりと責任をもって判定をしなければならないと考えており、判定をした場合に責任が非常に大きくなる部分があります。土地改良区内の農地である場合は、その団体の意見を聞いて判断することになっておりますので、判定に至る確率はかなり低いと考えております。
高橋委員	昨日、農業委員会事務局の職員と土佐山中切地区の非農地のことで現場に行きまし

高橋委員	た。現場は広い田んぼで、許可なくヒノキを植えて 20 年近くになっております。私の担当の近くではありますが、土佐山地区でございますので、シカが出て悪さをしておりましたので、この間シカを捕りました。土佐山地区にも農業委員がいるので、土佐山地区のことに口出しするわけにもいけないと思い、陰ながらどうなるだろうと思っていたらシカの遊び場になっていました。近隣の方が迷惑するので、間伐して枝を払って綺麗にしております。ところが田んぼの水が出て水飲み場があり、シカとイノシシが集まって楽園になっております。そこは行ってみるととても広いですが、本人（土地の所有者）は亡くなっておりません。ところが、娘が二人おりまして、これは無断転用になるので、そのことを言わないといけないと思って、そのことを伝えました。 もう一点は、土佐山地区は私の住んでいる所（鏡今井地区）まで境界が来ており、そこから下に降りた所に畑があります。昔でいう備長山（びんちょうやま）という所に行ってみると、まともに行けるような所ではなく、耕作放棄地というよりは植林山になっているという現状にぶつかり、農業委員会事務局の職員に報告しました。現状は明らかに藪や竹藪であったり、植林をして耕作放棄地になっております。私が見た所は、そのような現状でございました。以上で昨日、見に行った現状を説明しました。
廣井委員	耕作放棄地の拡大が進んでいて、現況と農地台帳の乖離している所を正すという趣旨だと理解してよろしいでしょうか。安易に非農地判断が進むことによって非農地化が拡大されることを懸念しての意見が、加藤委員や中島（正）委員から出たのだと思いますが、今回の趣旨は、耕作放棄地化が進んでいる点について、現況と農地台帳との乖離を補正するという趣旨と理解しておりますが。
岩崎事務局長	おっしゃるとおりです。
加藤委員	地籍調査は鏡地区、土佐山地区が先行してできておりますが、その時に登記地目の変更を一括でやってもらっているはずだが、処理が抜かっていたということでしょうか。
岩崎事務局長	地籍調査は順番にやっていきますので、先に着手した地区が、その後に状況が変わ

岩崎事務局長	っているということは起こり得るところです。場合によっては、所有権移転が起きたりしますが、最後にまとめたものを法務局に成果品として提出していくわけですので、その間に地目が変わっていることも当然あります。鏡地区も土佐山地区も平成に入るか入らないかぐらいに着手しておりますので、全てが終了するまではかなりの年数がかかっており、そういったことで大分状況が変わっている所もあると思われま す。
加藤委員	高橋委員が言われた、植林になっているというのは、地籍調査どおりであれば農地だと思いますが、地目が田んぼであれば、田んぼと理解すればよろしいですね。
岩崎事務局長	そうです。地籍調査が行われたときに、それぞれの地権者と地籍調査推進委員の下で境界を確認し、その後に、お互いがハンコを押して間違いないという作業をしています。現在は山林になっているかもしれませんが、その当時は農地であった可能性があるということだと思います。
加藤委員	分かりました。
山本委員	非農地判断の件につきましては、土佐山地区の現地を回ったときに、山林化されている所も農地として残ったままの状態で、「農地がここにもあったんだ」という確認ができました。地域の方々や所有者からすれば、資産課税台帳に農地として記載はあると思いますが、どこに自分の土地があるかも分からないような状況の中で、農地に該当しないため農地台帳から除外するという手続きは、ある意味ありがたいことにつながると思います。いろいろと心配もあるかと思いますが、私としてはやった方がいいのではないかと思います。
西本委員	この問題は、現地が非農地であるか農地であるかの判断をすべきところ、利害関係から、「ここはどれほど荒れていても農地で置かないといけない」ということは論外だと思います。非農地であるかどうかを判断して調査を進めるべきだと思います。先週の事前審査会のときに、ある市街化区域の中で、上が畑で下に家を建てた方が、「木が茂ってきたから伐ってくれないか」と農業委員会に相談があったそうです。登記人

西本委員	は生きていれば 100 歳以上の方で、80 歳女性の相続人が一人おりましたが、木を処理することができません。そのようなことに対してどのように指導するか、「農地であるから農業委員が地権者の所に行って伐採するようにお願いをするということまでするべきなのか」、そういった問題もあります。今回の調査をするときは、先ほど名寄帳の話がありましたが、土地の税金は地目がどうであれ現況主義です。最近、資産税課も飛行機を飛ばして上空から大体の所は見つけることができます。開発をしたりするとすぐに言ってきます。農地台帳の整備は現在、行政が進める人・農地プランもそうですが、調査の方向性を決めている所でも、高齢者で跡継ぎがいなくて、農地中間管理機構も受けてくれないとなれば「非農地」とするべきだと私は思います。調査の目的が、「ここはこのような地区にする」ということではなく、現実主義で。先ほども話がありましたが、植林化されてヒノキを植えて 20 年以上経っている農地もたくさんあると思いますので、農業委員会としては、農地台帳に基づいてこれからの農業を指導していく上で必要不可欠ですので、調査を現実主義でやっていった方がいいと思います。
議長	さまざまな意見が出ましたが、この件について反対という意見はなく、心配の意見だったかと思います。農業委員会としましては、先ほど人・農地プランの話も出ておりましたが、人・農地プランの（アンケート）調査では、農地面積を分母にしており、実際に耕作できないような所も含んでおります。耕作できない所まで含めてしまうのはおかしいと私は思っておりますので、今回このような提案もしていただき、この際でございますので、B分類で非農地判断をするという方向で承認していただきたいということでございます。 他にご意見がないようでしたら採決をしたいと思いますが、他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、「議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、「議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回2件の適格者証明願が提出されています。 議案第3号と記載していますものの1ページから3ページをご覧ください。 案件1は、被相続人が令和2年5月に亡くなられたことにより、相続人が五台山及び高須の計14筆、8,314.60㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち4番と5番の土地には雑種地部分がありその面積を除外しての申請となっております。 続きまして、4ページから8ページをご覧ください。 案件2は、被相続人が令和元年11月に亡くなられたことにより、相続人が長浜の計33筆、9,328.00㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。 これらの案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の農地利用最適化推進委員と現地調査を行い、農地であるとともに、適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。 これらの案件について、適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。

委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、報告事項に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画、青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 — — 青年等就農計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
中島（正）委員	広域認定というのは何ですか。
堀内係長	この4月から認定農業者の制度が変わりまして、今まで認定は農地のある市町村ごとに行うものだったのですが、高知市といの町というように複数の市町村にわたって農地を持っている方が増えてきております。このように市町村を跨いで農地を持っている方については、県が一括で認定を行うように制度が改められました。広域認定というのは、市町村を跨がって農地を持っている方であり、高知市の担い手協議会が意見を述べたうえで、県が認定するというように制度が変わりました。今後、広域認定という形で出てくる方は、認定番号を見ていただければ分かりますように、県で認定された方ということになります。
中島（正）委員	本拠地は県が指定しますか。例えば田んぼを多く持っている所や住所とか。
堀内係長	本拠地という考えはないと思います。ある農業者の方が農地を複数の市町村に跨って持たれている場合に、広域認定という形になっております。
中島（正）委員	高知市と土佐市に農地を持たれている方であれば、両方で認定されていたというこ

中島（正）委員	とでしょうか。
堀内係長	今までであれば両方で認定農業者になっている方もおりましたので、その制度を見直して高知県で一括して認定するとなったのが広域認定の方式になっております。
西本委員	住所は住民票のある所ですね。
堀内係長	そうです。住所は資料に記載している所になります。
中島（正）委員	高知市が管轄ということでしょうか。
堀内係長	住所地が中心と考えていただいて構わないと思います。
西本委員	例ですが、私の手元にある資料ですと、この方は、いの町と高知市の境目に家がありますので、いの町と高知市が跨っているので、高知県になっているということです。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	続きまして、「令和元年度農業委員会費の決算状況について」、事務局より報告願います。
近森次長	— 令和元年度農業委員会費の決算状況について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	10月19日の意見書の提出は、農業委員だけが出席をして行くと話をしましたが、

議 長	農地利用最適化推進委員につきましては、新しい体制となってから全体で集まったことがありません。各事前審査会では集まったことがあると思いますが、農業次世代人材投資事業等の話がありまして、来年の3月31日までに人・農地プランを作らないといけません。農業次世代人材投資事業の給付の対象者がいる地域の農地利用最適化推進委員には力を借りないといけないことがございますので、今後、農地利用最適化推進委員だけで集まっていただいて会議を行いたいと考えております。今度の事前審査会がありましたら、農業委員の皆さんに、そのような話をさせていただいて、人・農地プランの作成に協力していただきたいと伝えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。他に委員の皆さんから、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	事務局から、事務連絡はありませんか。 — 事務連絡なし —
議 長	なければ、以上を持ちまして令和2年度第8回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時18分)

以上のとおり，会議の次第を記載し，相違のないことを証するため，ここに署名する。

令和 3 年 1 月 8 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 加藤 孝幸

議事録署名委員 山本 和正

議事録作成者 廣末 翔太